

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第十七号

平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年七月二十六日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

一 期 日 平成二十五年八月二日（金）
二 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場

○会 期

平成二十五年八月二日 一日間

○ 応招・不応招議員

応招議員（八名）

一	番	大	澤	初	男	議員
二	番	宮	崎	雅	之	議員
三	番	飯	田	恵		議員
四	番	齊	藤	芳	久	議員

五	番	古	内	秀	宣	議員
六	番	漆	畑	和	司	議員
七	番	大	山	茂		議員
八	番	高	田	克	彦	議員

不応招議員（なし）

平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程(第一号) 平成二十五年八月二日

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸股の報告

日程第四 議案第八号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その

他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第五 議案第九号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第六 一般質問

午前十時開会

出席議員(八名)

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
高田克彦	大山茂	漆畑和司	古内秀宣	齊藤芳久	飯田恵	宮崎雅之	大澤初男
議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

企業長	副企業長	監査委員	事務局長	次事務局長	事務局長	庶務課長
藤善朗	石川清	木村栄一	三田和雄	小川守	小林明彦	高篠保

事務局職員出席者

書記	書記	書記	浄水課長	施設課 主席主幹	給水課長	庶務課 主席主幹
藤原真吾	波田敦也	毛須章久	深田登志夫	長山伸一	柿沼孝	太田広正

◎開会及び開議の宣告

(午前十時)

○齊藤芳久議長 現在の出席議員八人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

○齊藤芳久議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げますところ、議員の皆様には全員の出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る七月二日、三日の二日間にわたりまして議会事務調査につきましては、新日鐵住金君津製鉄所及び茨城県企業局の高度浄水処理の視察について、大変実りのある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ことしも梅雨が明けるとともに猛暑の模様を見せており、水源となっております利根川水系ダムの貯水率は、先ほど説明がありましたとおり低い状態であります。また、各地で異常気象の中で、雨が多いところ、また非常に暑いところと、日本全国の中

で異常気象が続いております。このまま少雨傾向が続くようであれば、現在の一〇%の取水制限がさらに強化される可能性もあります。市民生活に最も影響を生じてくる状況も想定されます。今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全で安定した水を供給できますよう一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は二件、一般質問は一名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。ただいま議長から許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご参集

を賜りましてまことにありがとうございます。また、常日ごろ水道企業団の進展のためにご尽力をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、先般実施されました議会事務調査におきましては、新日鐵住金君津製鉄所及び茨城県企業局の水道事業をご視察、ご研修され、大変お疲れ様でございました。今回の事務調査の成果を当企業団の水道事業運営に反映していただきますようお願い申し上げます。

さて、平成二十五年度の水道事業も継続事業であります坂戸浄水場及び若葉台取水中継ポンプ場機械・電気計装設備改修工事は無事に完了し、坂戸浄水場P・C配水池耐震化工事も契約を済ませ、そのほか各種事業もおかげさまで順調に推移しております。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

また、五月以降の降水量が少ない状態が続きまして、例年になくダムの貯水量が低下していることから、現在取水制限が、今議長からもお話ございましたように実施されております。職員一同全力を尽くして安定供給に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例の一部を改正する条例について並びに平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての二件でございます。後ほど提案理由を申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかにご議決、ご認定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

◎諸報告

○齊藤芳久議長 次に、今定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承承願いたします。

◎議事日程の報告

○齊藤芳久議長 書記をして本日の議事日程を朗読いたさせます。
波田書記。

○波田敦也書記 (議事日程朗読)

◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十三条の規定により、議長において、

八番 高田克彦 議員

一番 大澤初男 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○齊藤芳久議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より一日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より一日とすることに決定いたしました。

○齊藤芳久議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することと決定いたしました。

◎諸般の報告

○齊藤芳久議長 日程第三、諸般の報告を行います。

初めに、企業長から平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書、平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書及び平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎議案の朗読省略



◎議案第八号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第四、議案第八号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第八号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について所要の改正をいたしたく、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第四、議案第八号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第九号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 これより日程第五、議案第九号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっており、議案第九号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成二十四年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては三十一億一千四百六十七万三千三百二十二円、水道事業費用につきましては二十七億六千四百六十二万七千九百二十七円となり、その結果、二億九千五百七十一万九千五百九十九円の純利益となりました。これを地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、建設改良積立金として処分することといたすものであります。

次に、資本的収入につきましては一億一千二百二十三万四千五百十八円、資本的支出につきましては十二億五千九百六十九万六千六百十三円となり、この不足する額十一億四千七百四十六万二千九百五十五円は、当年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、去る六月二十四日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 次に、監査委員からの決算審査の結果についての報告をお願いいたします。

木村監査委員。

○木村栄一監査委員 決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、平成二十五年六月二十四日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、書類も関係法令に準拠して作成され、会計処理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。

また、財政運営につきましても、健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 二番、宮崎雅之です。ただいま議題となっております議案第九号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について二点質疑を行います。

まず最初に、議案名にもなっております当該事業の剰余金の処分についてですが、六ページに記載の処分計算書、まさにこのことを示していると思います。これは、一般企業などの企業会計でいう利益処分計算書に該当するもので、利益準備金や配当金、役員賞与金などのように利益金をどういうふうに処分するかを明記するものと同じと考えますが、公営企業ですから、当然配当金や役員賞与金などのように外部に流出というわけにはいきません。そこで、未処分利益剰余金約二億九千五百万円を建設改良積立金として処分する理由は、どのような根拠に基づくものなのかお伺いをいたします。

次に、固定資産の明細書に記載の投資有価証券についてですが、年度当初には約十七億円の残高があったわけですが、年度末には十二億円となっており、約五億円の減額となっております。その取り崩した理由と、どのような運用形態だったのか、その経緯についてお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席幹。

○太田広正庶務課主席幹 宮崎議員さんの質疑にお答えいたします。

初めに、剰余金の処分についてでございますが、こちらは平成二十三年に地方公営企業法が改正されるまでは、剰余金については二十分の一を下らない金額を減債積立金、これは借金がある場合ですけれども、減債積立金または利益積立金として積み立てなさいという法定の積立金と、それ以外に、ただいま議案に出しておりますが、建設改良積立金などの任意の積立金に議会の議決を経て処分するものとされておりまして。その後、法改正後でございますが、法改正後につきまして事業体の自主性及び経営判断の余地を広げる観点から、まず法定積立金が廃止され、各事業体において条例を制定するか、または議会の議決によって剰余金の処分をする方法ということに法が改正されました。これを受けまして、企業団では剰余金の処分について、まず弾力的な対応が考えられることから、議会の議決による処分方法を現在のところ採用して、将来の経営状況を勘案し、主に毎年不足します建設改良費、こちらのほうの財源の一部にするため建設改良積立金として処分するものでございます。

次に、投資有価証券の五億円が減額になっておりますが、これにつきましては、企業団が保有する投資有価証券、これは平成二十四年度中に満期となります二年物の中期国債、こちらの額面では二億円、五億円、それから十億円の三口を保有しておりました。これを二十四年度に満期になりますので、それぞれが満期になり次第同額を購入する予定でございました。この国債につきまして

は、企業団で制定しております債権運用基準、これにのっとりまして運用しておりますが、この中でまずその債権の購入価格でございます。こちらにつきまして、基本的に額面金額と同額、または額面金額未満とするというふうの規定されておりましたので、この規定によりまして、まず二億円と十億円が満期、こちらの満期が二十四年の十月十五日でございました。この段階ではこの規定に沿って同額の二億円、十億円、合わせて十二億円を今回は四億円ずつの三口、これで購入することができたのですけれども、残る五億円の国債については、満期が平成二十五年三月十五日、この段階では国債の価格が上昇しております、常に購入価格が額面を超える金額であったと。このため購入することができませんでした。こうしたことから、企業団では資金運用の一環といたしまして、この五億円につきましては、六カ月の自由金利型定期預金、こちらのほうに振りかえたものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 二番、宮崎雅之議員。

○二番 宮崎雅之議員 それでは、再質疑を行います。

剰余金の処分につきましては、ただいま答弁をいただき、議会の議決による処分方法を採用され、将来の経営状況も踏まえて建設改良費の財源の一部に充当するためということが確認できました。

二つ目の投資有価証券についてですが、五億円につきましては、

自由金利型定期預金で運用しているということです。当企業団では、平成二十五年度から五カ年にわたり第二次中期経営計画が作成されています。その資金計画の中で、平成二十五年度においては、投資有価証券は五億円を崩す前の約十七億円となっているわけです。当然本年度当初予算でも約十七億円で計上されていますが、中期経営計画での予定貸借対照表上では同じ資産ではありませんが、投資有価証券は固定資産であり、定期預金は流動資産に当たります。平成二十六年度には新たに取り崩す計画もあるようですが、今期中に取り崩した五億円を積み増す計画はあるのか、あるいは中期経営計画では資産上の運用形態は別と捉え、当初予算どおりこのままで計画するのか、ご所見をお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席幹。

○太田正庶務課主席幹 お答えいたします。

まず、平成二十五年度当初予算につきましては、まず編成時期が平成二十四年の十二月の段階ではまずもう編成を終えていないと二十五年度の当初予算の準備に間に合いませんので、まず平成二十四年の十二月を目的に編成作業を行いました。その中では当然投資有価証券につきましては、平成二十五年度においても、もう十七億円を保有する予定で、本年二月の議会において当初予算のほうは議決されたものでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、満期のほうが三月十五日でございましたので、この辺のタイムラグがございました。こうしたことから十七億円の国

債のうち十二億円については、購入できませんでしたけれども、残る五億円の国債については、購入価格が額面を超える金額の状態が続いていたため、購入することができなかったものでございます。そのため平成二十五年度当初予算との誤差が生じているものでございます。

それと、今後の国債の購入予定でございますが、まず現在保有しております十二億円の国債、この国債につきましましては、このまま維持をしておきまして、支払い準備金を考慮しながら順次建設改良費などの支払い資金に充てるため、現時点では再度積み増しといたしますか、購入する予定はございません。

また、第二次中期経営計画につきましても、平成二十五年度当初予算を含めた計画として策定したものでございますので、当初予算同様投資有価証券につきましましては、誤差が生じている現状でございます。

以上でございます。

〔了解〕の声〕

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、二点ほど議案第九号に対して質疑をさせていただきます。

水道事業決算書のほうの十六ページのところに行ほど掲載されておりますが、下から二行目のところで、「現状では財源に直結する有収水量の増加は見込めないため」というふうなことで、

事業計画に必要な財源確保は重要だと言いつつこのように言っているわけです。この決算概要のほうに出ている数字で見ますと、最初のページに年間有収水量が四万二千五百三十七立方メートル、四万立方メートルを超える当初予定量より有収水量が減っているというふうな状況があります。水道事業の健全な財政運営上で言えば、この有収水量は確実にふえていくべきという性質のものであると思いますが、この有収水量の増加が見込めないというふうに表示されている内容、また現実的に有収水量が当初予定より減っているという、この辺の事情といましようか、その有収水量の増加が見込めないというふうな根拠について、ちよつと示していただきたいと思えます。

もう一点は、平成二十二年度より水道料金が三%の値下げというふうなことで実施されているわけですが、先日水道企業団のほうにも示していただいた資料によりますと、二十二年度以降現金預金については、むしろ以前よりも増加するような傾向にあると。純利益も一旦は減りつつも、しかしながらまた純利益についても比較的ふえるというふうな、年度計画によるとそういう傾向が見られます。そこでお尋ねしますが、三%の値下げが実施されているにもかかわらず給水収益ですね、増加している数字上の根拠です。とりわけ現金預金が大きくふえています。値下げが実施されてきたにもかかわらずこのように給水収益及び現金預金が増えていくというふうなこういう数字の流れについて、ちよつと説明を

お願いしたいのですが。

以上二点です。

○齊藤芳久議長 柿沼給水課長。

○柿沼 孝給水課長 大山議員の質疑に順次お答えいたします。

まず、有収水量の増加が見込めないということですのでけれども、使用水量全体の八三％を占めます一般家庭用は、ここ数年減少傾向が続いております。この要因でございますが、近年一人世帯、二人世帯というような世帯の増加、これが小口需要への変化ということが考えられます。また、使用者の節水意識の浸透、また節水型トイレ、全自動洗濯機、食器洗い機など節水器具の普及がその要因と考えられます。今後給水人口の増加も見込めないことから、水需要の増加も期待できないものと考えております。

また、需要増加の努力ということでございますが、今年度夏の暑さやヒートアイランド現象などへの環境対策としまして、簡易型ミスト装置を管内の保育所、幼稚園に配布し、冷却効果を体験していただき、水道水の新たな利用方法であるミスト装置の普及促進を図ることで需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、有収水量が減少しているのに給水収益が増加しているというこの理由でございますが、給水収益は全て水道料金であり、基本料金と水量料金の合計で構成されております。水量料金につきましては、有収水量の減少に伴い、二十四年度は前年度と比較

しまして二十万七千円減少しております。一方、基本料金につきましては、調定件数が前年度と比較しますと五千五百五十六件増加したことにより約九百一万三千円増加しております。この差といたしますか、基本料金と水量料金の差が有収水量減少にもかかわらず給水収益が増額となったわけでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田です。有価証券のこともお尋ねしようと思いましたが、先ほど宮崎議員さんのほうからありましたので、そこを省いて三点お尋ねします。

一点は、平成二十四年度の決算で、平成二十二年五月から三・〇％の水道料金の引き下げをしましたが、この平成二十四年度の影響額の計算はどうなっているかという点です。

それから、二つ目は、今県水を一トン当たり一立米当たり六十七円で購入しております。それはそれでよろしいのですが、坂戸、鶴ヶ島に井戸を掘って地下水をくみ上げて、それは最終的に県水とブレンドして配水されているわけなのですが、それではその地下水にかかる一トン当たりの経費というのは幾らであるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

それから、三番目には国庫補助金についてであります。この国庫補助金につきましては、平成二十二年度の決算のときに、これは三月十一日の大震災発生の前決算ですね、平成二十二年。そ

のときに、従来の水道施設耐震化への国庫補助が廃止され、地方公共団体の場合その一括交付金に組み込まれると。既に都道府県では実施されていると。平成二十四年度からは市町村も対象となるため、企業団など一部事務組合への配分が課題となつていまして、この指摘があるわけですね。そういうその辺の流れと現状がどうなつていくかお尋ねするわけです。

まず、三・〇二%、平成二十二年五月から水道料金の引き下げがありました、この平成二十四年度での影響額は幾らになつていくのか、大体五千万かと思うのですが、確認したいと思ひます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 高田議員の質疑にお答えします。

初めに、平成二十二年度の三・〇二%の引き下げから今日までの影響でございますが、まず平成二十二年度の料金改定、これにつきましまして、企業団の将来像を描きました地域水道ビジョン、これの実現の方策を示した基本計画をもとに中期経営計画、これを計画いたしました、その間の総括原価を算出した結果、三・〇二%の料金改定ということでございます。ですから、当然この中期経営計画と、それから実績のほうを比較すればいいかと思ひますけれども、現在料金改定からただいま三期目の決算をご審議していただいておりますが、計画と実績との検証作業、これは二十四年度分でございますけれども、これはこれからまた作業をするところでございます。したがしまして、検証につきま

しては、過去二回事業実績報告書でご報告いたしました、各年度の事業につきましては、東日本大震災の影響から事業実施年度に多少の前後がありますが、おおむね計画どおり実施しております。

この間の営業収支でございますが、給水収益、こちら計画した一人一日平均有収水量、これの減少から過去二年間では、計画に比べますと一億二千二百九万八千六百六十二円減少ということになっております。これは、先ほど高田議員さんがおっしゃった大体五千万ではないかということに合致しております。

それと、純利益につきましては事業規模、それからこの事業規模といひますのは、同じ事業でも多少の事業量の増加とか減少、それらとあと執行残です。入札の結果の執行残など。これによりまして支出のほうが大変抑制されております。これを過去二年間では、計画に比べますと二億三千八百六十八万八千三百三十四円の増加となつております。それが三%の影響で、もう一つの国庫補助金の件でございますが、当時一括交付金につきまして、高田議員さんのおっしゃるとおり平成二十四年度から市町村のほうに來るといふようなことになっておりましたが、その後政府のほうの指針等が変わりまして、平成二十四年度以降につきましても、従来どおりの補助金の交付というふうには、これは政権交代かどうかわかりませんが、従来どおりの交付金の配分どおりということになっております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 深田浄水課長。

○深田登志夫浄水課長 高田議員さんの質疑にお答えいたします。

県水は埼玉県が行う用水供給事業であります。用水供給事業は、直接お客様へ給水を行うことができないため、各受水団体は一旦配水池に受水した後、配水ポンプ等で圧力をかけてお客様へ給水する必要がございます。当企業団では、地下水を処理した自己水が配水ポンプです。一部県水とブレンドされますが、そのまま配水ポンプで給水いたしますので、人件費等経費が高くなっていることはございません。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 結局三・〇二％は、平成二十四年度の影響額という点できちつと金額を出すべきではないかなと、もう決算ですから。今後の問題もあります。そういう点で、二十二年度、二十三年度ならわかるという意味合い、さっきの説明だったかと思うのですが、もう一度その辺をすつきりとさせてもらいたいです。一億二千万という意味です。

それから、国庫補助金のことについても、平成二十二年度の決算でわざわざそういう文章を入れたわけですね、決算の附属資料の中で。そうしますと、この二十四年度の決算ではそういうことがなくなりましたということは、さっと文章の中で報告しないと

まずいのですよ。我々議員は、ではそのまま減らされて、一括交付金で各市町村にその金をよこせというような感覚でいるわけなのですが、皆さんという意味ではなくて私は。そういう点は、やっぱりきちんとイメージして、それでしかも三・一一の大震災があつて、私は当然だと思つたのです。いわゆる耐震工事に対する国の補助金なので、ですからもしも平成二十二年度のときの工事費がプラスされていたら、これは大変なことになりますから。そういう意味で、国庫補助金については、従来どおりということですが、その耐震化工事に対する国庫補助金の率も含めてご答弁願いたいと思います。

それから、地下水の一立方メートル当たりの原価と、これはやっぱり出しておくべきです。県水が六十七円でしょう、では鶴ヶ島、坂戸でくみ上げた水というのもやっぱり六十七円なのか、言ったらそういうことはないと思うのです。自分たちのところで人をかけ薬をかけPCタンクをつくり、そしてくみ上げていく。そういう経費もきちんと出して、一立方メートル当たり幾らなのかというのは出しておくべきです。もう一度お願いしたいと思います。この場でわからなければ大体のこととかでいいですよ。

○齊藤芳久議長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前十時四十一分

再開 午前十時四十四分

○齊藤芳久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

先ほどの高田議員の再質疑でございますが、二十四年度につきましての影響額でございます。まず、純利益で申し上げますと、計画に對しまして平成二十四年度は一億三千七百八十九万九千四百三十一円となっております。それから、現金につきましては、こちらが二十七億四千五百二十二万八千五百七十五円、こちらが計画に比べますとふえております。それと、国庫補助金の補助率でございますが、こちらの耐震化の補助率といたしまして三分の一でございます。

それと、もう一つ、県水の関係でございますが、自己水の関係でございますが、こちらの平成二十四年度のまず給水原価、こちらは税抜きで百四十三円〇二銭でございます。このうち県水受水費、これは給水原価に換算いたしますと一立方メートル当たり税抜きで五十五円二十銭となります。しかしながら、この単価は受水費のみで、県水を供給するポンプなどの動力費、それからその他維持管理費、こういうものにつきましては、受水単価には含まれておりません。給水原価は、県水のほか井戸水などの自己水、これを浄水に加工して供給するまで全ての費用で構成されている

ため、一概に自己水だけの単価の算出は困難でございます。

したがいまして、参考ではございますが、企業団が県水の受水を開始する前、この給水原価と、それから県水を導入した後の給水原価、こちらのほうを申し上げます。県水受水は、昭和五十五年でございますが、この年度につきましては坂戸浄水場、それから鶴ヶ島浄水場があるのですけれども、このうちの坂戸浄水場のほうの県水受水が年度の途中からございましたので、県水導入前の昭和五十四年と、それから昭和五十六年、県水をフル受水した年度でございますが、こちらの給水原価を申し上げますと、昭和五十四年度の自己水だけの給水原価、こちらは百三円二十八銭、それから県水導入後、これは昭和五十六年度の給水原価でございますが、こちらにつきましては、百三十九円三十六銭でございます。これ比較いたしますと、県水導入後は三十六円〇八銭でございますが、こちら増加しております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 三・〇二％の問題、平成二十四年度の決算でどのぐらいの金額かというのも、どうもすつきりと腹に落ちるような、そういう答弁がない。

それから、地下水の一立方メートル当たりの原価についても、それは当然県水を八〇％から八三％入れてくるのですよね。後の地下水は、一七％から二〇％入れていると。そういう今の現状に

対して、県水の六十七円が妥当かどうかということも含めて、地下水、坂戸、鶴ヶ島からくみ上げている水の原価というのは、これは重要管理項目として私はきちんとして抑えておく必要があるのではないかなど。これは、今すぐどうのこうのとは言いませんが、ぜひその辺をお願いしたいと。

それから、国庫補助金のことについての指摘については、これは中期経営計画とかそういうものについて、これについては、最後に織り込み済みなのか。東日本大震災以降そういう国の方針が変わったということについて、その経営計画の中では織り込まれているかどうか、その点だけご答弁願いたいと思います。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

国庫補助金が今後の経営に見込まれておるかということですが、第二次中期経営計画でございますその中では、平成二十五年から平成二十九年度まで国庫補助金につきましては見込んでおります。これにつきまして、議員さんのほうに先般お配りいたしました中期経営計画のほうにも載っておりますので、ご参照をお願いします。

以上でございます。

〔「終わります」の声〕

○齊藤芳久議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対の討論の発言を許します。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番、高田克彦です。議案第九号 平成二

十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、認定できないとの立場から討論します。

お二人の監査委員の平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算の審査結果において、当年度純利益を二億九千五百七十一万九千五百九十九円計上できたことは高く評価できる。財政状況は安定した財政状況です。不安のない財政状況と述べておられます。坂戸、鶴ヶ島水道企業団の水道料金は、平成二十二年五月からわずか三・〇二%引き下げました。十六年ぶりのことでありました。その三・〇二%がどのように水道企業団経営に影響を与えたか、見ることは極めて大切なことでもあります。

私が注目するのは、現金預金と有価証券の合算額の比較です。

平成二十四年度のそれは五十四億六千七百万円であります。値上げ前の平成二十一年度決算では四十七億八千七百七十二万円です。たった三年間で六億八千五百万円も増加させているのであります。平成二十二年度の未処分利益剰余金は約二億八千五百万円、平成二十三年度もそれは約二億五百万円、この決算である平成二

十四年度の未処分利益剰余金は二億九千六百万円です。未処分利益剰余金とは、言うまでもなく大枠で水道料金などの営業収益から県水購入費や地下水処理費、維持費、減価償却費などを引いた残りの額であります。引き下げ三・〇二％は、私の計算では約五千万円の影響額かと思われます。にもかかわらず、これだけ現金預金を積み増ししていることは、管理者と当局が必死になって引き下げ幅を圧縮したに相違ないことを証明しているのではないかと思います。平成二十四年度の決算から管理者は再引き下げを表明すべきであります。管理者や当局、そして監査委員は、財源に直結する有収水量の増加が見込めない、水道施設の耐震化事業の強化や維持管理費の増加などに伴い、収支において厳しい状況が予測されると述べておりますが、平成二十一年度の料金改定前の当局などの見解とほぼ変わりないものであります。人口や有収水量の減少は全体的、全国的な課題です。県水一トン六十七円の引き下げを県に対して要求すべきであります。国庫補助金を増額すべきです。そして、地下水くみ上げ処理費を地下水量割合も含めて検討すべき内容であります。

以上、討論とします。

○齊藤芳久議長 次に、賛成の討論の発言を許可します。

六番、漆畑和司議員。

○六番 漆畑和司議員 六番、漆畑和司でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第九号 平成二十

四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、経営指標を見ますと、有効率、有効率ともにわずかながら低下していますが、依然として埼玉県平均を上回る数値で推移しております。また、流動比率及び当座比率は流動負債の増加などにより前年度に比べ低下しているものの、短期的な支払い能力を十分備えていると考えられます。

次に、経営状況ですが、前年度と対比してみますと、水道事業収益では水道利用加入金等、またその他営業収益が増加したことにより六千八百九十万二千円増額となる三十一億一千四百六十七万三千円となっております。

一方、水道事業費用の主なものは、県水受水費十億七千六百七十六万二千円、浄水場運転管理業務や料金徴収業務などの委託料二億一千五百五十九万二千円及び減価償却費六億八千二百二十五万二千円などであり、前年度決算額より五千二百六十七万三千円の減少となる二十七億六千四百六十二万八千円となっております。

以上、その他営業収益が増加したことや支出の抑制に努めるなどの効率的な経営を行った結果、平成二十四年度純利益は、前年度比九千八十七万八千円増の二億九千五百七十一万九千円を計上し、良好な経営成績であると評価するものです。

また、建設改良事業におきましては、老朽化した施設の改修、更新に逐次取り組んでおりますが、建設改良のための財源は損益

勘定留保資金のほか、利益処分後の建設改良積立金が主なものです。したがって、利益剰余金の処分方法も妥当であると判断されます。

さて、当企業団におきましては、将来にわたって坂戸、鶴ヶ島両市民に安全な水を安定して供給するため、平成二十五年度から新たに策定した第二次中期経営計画に基づく事業運営により、合理的かつ安定した経営基盤を築くことが必要であります。そのためにも職員一人一人が常に経営意識を持ち、一丸となって第一層の事業運営の効率化を図ることを望み、本案を認定することに賛成の立場からの討論といたします。

○齊藤芳久議長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。

これより日程第五、議案第九号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について採決をいたします。

本案は剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○齊藤芳久議長 起立多数であります。

したがって、議案第九号は、剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算の認定については原案のとおり認定することに決定しました。

◎一般質問

○齊藤芳久議長 日程第六、一般質問を行います。
通告者は一名であります。発言を許します。

なお、一問一答は、議会運営についての申し合わせ事項により執行部の答弁を含め六十分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山茂です。ただいまより通告に従いまして一問一答方式で一般質問を行います。

質問事項としては、老朽管の更新についてです。地域水道ビジョンの将来像の設定における定期的な漏水調査及び計画的な老朽管更新の取り組みについての具体的な進め方についてお尋ねするものでありますが、本年三月二十七日の実例を通じて具体的な質問に移っていきたいと思いますが、本年三月二十七日の午後、西坂戸一丁目の約四十世帯ほどが断水となりました。この理由につ

いて調べたところ、年数が経過をしている古い水道管のつなぎ目部分の漏水があり、急遽断水をして補修工事を行ったということであります。定期的な漏水調査や、あるいは計画的な老朽管更新が進んでいけばこのようなことは防げるのではないかと、そういう視点から、三点にわたり具体的にお伺いします。

まず一点目、この漏水です。この三月二十七日の西坂戸一丁目の漏水ですけれども、漏水の要因について少し詳しく説明をしてください。

二点目、このような事態を未然に防ぐためには、定期的な漏水調査、計画的な老朽管更新を進めていくべきでありますけれども、それを具体的にはどのように進めていくのか示してください。

三点目、老朽管の更新を進めることによつて有収率、この有効率というふうな捉え方もありますが、有収率もしくははあるいは有効率という捉え方でもいいと思いますが、それらはどのように改善されていくのか、以上三点お伺いします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 大山議員さんの一般質問に順次お答えいたします。

質問事項、老朽管更新についての(一)についてお答えいたします。平成二十五年三月二十七日、坂戸市西坂戸一丁目八番地先で発生しました漏水の件でございますが、当該箇所には布設されております口径七十五ミリの硬質塩化ビニール管は、昭和四十七年

十二月に、当時西坂戸地区の民間開発に伴い宅地造成に合わせてライフライン整備を行った際に布設され、譲渡を受けたものであります。布設後約四十年が経過しております。

漏水の要因でございますが、配水本管から宅地に取り出すために分岐した箇所が、砂利等を含む地盤の影響、また経年劣化等によりまして管が抜けたことが要因であると思われます。このため、急遽断水して修繕工事を行ったものでございます。

続きまして、(二)についてお答えいたします。漏水調査ですが、平成十年度から坂戸、鶴ヶ島管内を三つに分け、毎年ブロック別に漏水調査を行っております。この調査により過去五年間の平均で毎年百六十二件の漏水を発見し、漏水量は十二万六千立方メートル、金額にすると約一千七百五十五万九千円の損失を未然に防いだものと推測されます。しかし、漏水を完全に防ぐことは困難であるため、引き続き計画的に漏水調査を実施してまいります。

また、計画的な老朽管更新事業でございますが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画においては、ビニール管、水管橋及び石綿セメント管を更新管路として計画しております。石綿管の更新につきましては、平成二十三年度までに約九七%が完了しております。未更新管路につきましては、主に区画整理事業区域内に布設されており、区画整理事業の進捗に合わせて更新を進めてまいりたいと思っております。

水管橋の更新につきましては、万年橋添架水道管更新工事を初めとして、水管橋更新計画に基づき平成三十五年度までに二十三カ所の水管橋更新工事を予定し、総事業費約六億六千万円を予定しております。また、塩化ビニール管更新事業につきましては、平成三十一年度から平成三十五年度までの五年間、延長距離約六キロメートル、総事業費約三億五千万円を予定しておりますが、幹線管路耐震化事業と密接な関係がありますので、幹線管路耐震化事業の進捗に合わせて実施してまいりたいと考えております。

なお、幹線管路耐震化事業につきましては、平成三十五年度までに総事業費約七十七億八千万円を予定しております。

次に、(三)についてお答えいたします。老朽管更新につきましては、耐震性を有する水道管に更新することにより安定供給を図る目的で実施しております。老朽管更新を行うことで配水本管からの漏水量の減少が見込まれることから、有収率は改善されるものと思われれます。今後も安定した給水を確保するため老朽管更新事業を進めてまいります。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、老朽管の更新また漏水調査ですね、ただいま答弁されたような点は、ぜひ具体的に進めていただきたいと思えます。

そこで、一点質問をしたいのですが、今回の断水の場合、四十

世帯ほど、実はちよつと私ごとで申しわけありませんが、私の家も含んでおります。この断水、この工事をやる上で断水をせざるを得ない、これはあり得ることであります。問題となるのは周知方法です。漏水調査などが十分行われていれば、あらかじめこういう漏水工事を行いますよということをも十分周知期間を設けて断水をするということであれば何も問題はないかと思えますが、この三月二十七日のときのように急遽の断水という場合、それぞれの家庭の事情等もあるかと思えますので、急遽の断水というのが生活上、ちよつと生活上困ることがさまざまあるかと思えます。

そこで、この漏水を防ぐ工事のための断水をするという場合の周知方法について、緊急での周知の方法の場合、あるいはあらかじめ予定されている場合には、十分周知期間を設けたほうがいいと思えますが、そういった工事でやむを得ず断水するという場合の周知方法についての基本的なところは、どのようにしてきました、また今後どのようにしていくのかその点を、周知方法について伺います。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 それでは、緊急またはあらかじめ予定されている水道工事の断水が生じる場合のお客様への周知についてお答えいたします。

初めに、漏水事故等緊急修繕工事に伴う断水の事前周知の方法でございますが、漏水修繕等で緊急に断水が必要とする場合、工

事場所の近くの住民に對しましては直接訪問し、工事及び断水の理由、断水時間等を説明しております。また、断水区域内の住民に對しましては、広報車を使い断水の理由、断水時間等を周知しております。

なお、電話等の問い合わせに對しましても職員を配置し、対応に当たっております。

次に、あらかじめわかっている一般的な工事に伴う断水の事前周知の方法でございますが、新設管、布設替え及び移設替え、漏水等もそうですけれども、計画的な工事で断水する場合は、断水といたします各戸に對し、事前に工事の内容、工事の日程、断水時間及びその他注意事項等を記載したチラシを配布し、周知を図っております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 これをもって、一般質問を終結いたします。



◎閉会の宣告

(午前十一時十分)

○齊藤芳久議長 以上で、今定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成二十五年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

◎議長の挨拶

○齊藤芳久議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

昨年度は、この二回の議会が終了後、鶴ヶ島市では一カ月間雨が降らないという異様な状態になりました。これからもまだまだ暑い日が続いてまいります。議員各位を初めご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長より閉会の挨拶をお願いいたします。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜りまして、ご提案申し上げます。ご提案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおりご認定、またご議決を賜りまして、まことにありがとうございます。本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言等を踏まえまして、これからさらに水道行政の発展のために力を尽くしていきたいというふうに考えております。

また、ただいまのご質疑等もいただく中におきまして、有収水量の低下といったことも指摘ございました。企業団としては、これはできる限りではございますけれども、両市の保育所、または幼稚園に子供たちへのプレゼントというふうな意味も含めて簡易型のミストをつけさせていただきました。これは、有収水量の増加等を見据えながら水道水を持つアメニティ、あるいはまた健康への影響と、こういうふうなことをできるだけアピールしていきたいというふうな意味合いもあるわけでございます。少しでも有収水量の増加に役立てたいというふうな気持ちもあるわけでございます。

それからまた、これは企業団として直接の関係はありませんけれども、坂戸市、鶴ヶ島市ともに企業の立地に向けた動き等もござります。そうした企業の進出が実際に進む中においては、有収水量の増加等も、これは見込めてくるかと思えますし、今回の決算においては、そうしたことは触れられるような状況ではございませんけれども、そうした中で先ほどまたやっぱりお話がござい

ましたけれども、水道料金の値下げも含めた見直し等も可能になってくるのではないかとこのふうなことも考えております。総合的に見ていて、水道行政のほうを取り組んでいければというふうな思っております。

暑さも厳しい折でもございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○齊藤芳久議長 本日は大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして散会いたします。